



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

「平成29年度版 秋田市の環境(速報版)」を作成

市では身近な環境を守るため、さまざまな調査を行っており、その結果をまとめた「平成29年度版 秋田市の環境(速報版)」を作成しました。詳しくは、左記ホームページでご覧いただけます。

なお、詳しいデータを追加した「平成29年度版 秋田市の環境」は年末に発行します。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/>
E:/pl/kankyuu/

●問い合わせ

環境保全課 ☎(0888)5711

ごみ減量にご協力を！古着を無料で回収

洗濯済みの古着を無料で回収します。透明な袋に入れてお持ちください。なお学校の制服は、必要なたに、後日譲ることにするため、袋を分けてお出しく下さい。

日時▶11月4日(土)午後1時～3時
30分 会場▶市役所正面

回収しない物▶ネームの付いているもの、汚れがひどいもの・破れているもの、濡れているもの、ビニール製品、ゴム製品、着物、下着、防寒着、帽子、手袋

●問い合わせ 秋田市環境活動推進協議会事務局 ☎(0824)4838 (平日午後5時～8時)

*学校の制服が必要な場合は、(一社)フードバンク秋田へお問い合わせを。☎(0845)2868 (平日午前10時30分～午後4時)

「尿くみ取りの基準額を平成30年・33年に改定

平成30年4月と平成33年4月に左表のとおり、し尿くみ取り料金の基準額を改定します。利用者のみなさまには、ご負担をおかけしますがご理解の程お願いします。

●問い合わせ

環境都市推進課 ☎(0888)5709

種別	単位	基準額
定額制	1人につき月額	現行 478円
		H30.4～ 515円
		H33.4～ 553円
従量制	180ℓまで	現行 1,870円
		H30.4～ 2,020円
		H33.4～ 2,170円
従量制	180ℓを超える18ℓごと	現行 187円
		H30.4～ 202円
		H33.4～ 217円

*料金は基準額に消費税を加えた額です。

「架空請求」にご注意ください



はがきや電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという相談が多数寄せられています。こうしたはがきやメールは不特定多数に送られています。

「訴訟を起こす」「財産を差し押さえる」など、未払いがあつたと勘違いさせる言葉や並べ、不安にさせる手口です。早急に連絡するよう書いていても、絶対に連絡しないでください。請求に不審・不安を感じた場合は、市民相談センターにご相談ください。

市民相談センター ☎(0888)5648

歴史資料閲覧室をご利用ください

市役所分館1階の歴史資料閲覧室では、秋田市史をはじめ県内外の自治体の市史・町史、土崎空襲や戊辰戦争などに関する秋田市歴史叢書、「土崎川口家文書」や「誓願寺文書」などの古文書の写し、その他歴史に関する各種書籍(約5千冊)が閲覧可能です。

また、秋田市史などの販売のほ

か、特定歴史公文書等(※)の利用に関する問い合わせにも応じています。

●問い合わせ 文書法制課文書・歴史資料担当 ☎(0888)54288

※明治22年の市制施行から大正までの議会関係文書や庶務事務簿、保存期間を「永年」とした昭和61年度以前の公文書など。利用するには事前に請求手続きが必要です。

旭川にかかる下新橋が車両通行止めに

橋梁補修工事のため、有楽町通り付近の旭川にかかる下新橋は、2月28日(水)まで車両通行止めです。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●問い合わせ

道路維持課 ☎(0888)5751



備えよう 雪対策



各種サービスのご案内



市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に準備を万全にして、今冬を迎えましょう。なお、②③④の申込書は、次の道路維持課ホームページから入手できます。 <http://www.city.akita.jp/city/cs/mt/>

① 町内会へ軽トラックスを 無料貸し出し

市民サービスセンターなどに軽トラックスを配備し、町内会など、地域住民が除排雪作業を行う場合に、各地区コミュニティセンターなどに配置した小型除雪機の運搬や排雪用に貸し出します。燃料費は市が負担します。

貸出時期▶12月から3月までの午前9時～午後4時(原則、半日単位で最大1日)。期間中の申し込みは、各地区コミセンまたは地域センターで受け付けます

問い合わせ▶生活総務課 ☎(00888)5751

② 小型除雪機などを無料貸し出し

小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)、歩行型ロータ、移動式融雪機を貸し出します。

対象▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200㎡以上除雪する場合

申し込み▶11月1日(水)から8日(水)までに道路維持課(市役所3階)へ。 ☎(00888)5751

③ 個人所有の小型除雪機へ 燃料を支給します

対象▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

支給量▶1団体あたり年度内の上限は40ℓ

支給時期▶作業時に随時(3月末まで)

申し込み▶12月1日(金)から道路除排雪対策本部(市役所3階)、または各市民サービスセンターへ

問い合わせ▶道路維持課 ☎(00888)5751

④ 空き地を小規模堆雪場に ご提供ください

おおむね150平方㎡以上の住宅地内の空き地を、12月から3月までの4か月間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していたいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

申し込み▶10月25日(水)から11月21日(火)までに道路維持課(市役所3階)、または各市民サービスセンターへ

問い合わせ▶道路維持課 ☎(00888)5751

⑤ 高齢者宅へ雪寄せ(自宅敷地内) 援助員を派遣します

― 高齢者軽度生活援助事業 ―

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早めにごとぞ。

対象▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

支援内容▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で300円

申し込み▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者軽度生活援助事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。 ☎(063)59000

問い合わせ▶長寿福祉課 ☎(00888)5668

⑥ 道路除排雪後の間口に残った 雪のかたまりを寄せます

(毎年事前登録が必要です)

対象▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみか、身体の不自由な方のみで、自力で雪寄せができない世帯(65歳以上の高齢者と身体の不自由な方が同居する場合も含みます)

事前登録▶10月25日(水)から11月13日(月)までに道路維持課へ。 ☎(00888)5751